

2015年春闘方針（案）

I 15春闘を組織するにあたって

- 1 規制緩和の過ちが明確になり、安全や安心が脅かされています。格差と貧困が拡大し続け、持ちこたえられない状況までできています。労働者・国民に多くの痛みを押しつける政策に対し、反撃の狼煙をあげなければなりません。大企業のみ優遇される景気対策に対峙し、労働者・国民の命と生活を守り、豊かさを実現できる社会にしなければなりません。全港湾は、このような痛みを強いられている中小企業労働者や非正規労働者の立場に立って、2015年春闘をたたかいます。
- 2 港湾の規制緩和による秩序破壊や新規参入を許さず、戦略港湾・拠点港湾・重要港湾それぞれの地域に沿った健全な発展、港湾労働者の雇用安定と労働条件を守るため、産業別労働運動を強化していかなければなりません。安全で安心な職場を構築していくために、更なる発展を求めて追及していかなければなりません。全港湾は、港湾産別協定の履行と労働環境整備と労働条件の向上に資する協定の改定を求め、産別闘争を前進させるため2015年春闘をたたかいます。
- 3 安倍政権の基本的構想は、「戦争のできる国づくり」と「企業が世界一活動しやすい国づくり」にあります。平和憲法の改悪、集団的自衛権行使容認の憲法解釈など極めて危険な国づくりを進めています。更に、法人税減税と消費税増税、労働法制の改悪、社会保障の切り捨てを行おうとしています。全港湾は、一人ひとりを大切にす平和で安心・安定して暮らせる社会づくりをめざして、地域共闘を強化し、2015年春闘をたたかいます。
- 4 全港湾の基本は、大衆路線であり、職場討議にあります。要求を実現するためには、日常的な組合活動が重要です。労働組合幹部が先頭に立って、全組合員が一丸となって結集し、2015年春闘をたたかいます。

II 情勢の特徴について

2014年秋の情勢を中心に記載しているため、年末にかけての情勢の変化などについては、第36回中央委員会で口頭提案とします。

1 国際情勢について

- (1) 世界経済は、緩やかな拡大基調を維持し、先進国を中心として前年並みの3%台半ばの成長が見込まれるとしています。しかし、10月に入り、世界の株式市場が不安定さを増してきています。

- (2) 米国経済は、緩やかな雇用・所得環境の改善に加え、個人消費の伸びや設備投資の復調などを受けて内需主導の回復基調を強めていくと見られていました。しかし、10月末、米国経済立て直しのために続けてきた「量的金融緩和政策」を終了することを決定した。失業率は改善され、株価も一時史上最高値を更新しましたが、所得格差は拡大し続けています。
- (3) 欧州経済は、回復力が弱い動きの中で、ユーロ圏とロシアとの関係悪化が懸念されていますが、秋から輸出の持ち直しも見込まれ、ユーロ圏は3年ぶりのプラス成長が期待されています。すでに、ECB（欧州中央銀行）は、このプラス成長の景気の底割れを回避すべく、9月理事会で更なる利下げを決定しています。
- (4) 中国経済は、過剰生産能力やバブル傾向の不動産市場など、これまでの大型経済対策の負の遺産を抱える中で、景気の急降下を避けるため、世界経済の回復テンポの高まりを背景とする外需主導の回復による成長を見込んでいます。

2 国内情勢について

- (1) 内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気は、一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしていますが、先行きについては、駆け込み需要の反動の長期化など、景気を下押しするリスクに留意する必要があるとしています。

また、日銀の9月調査「生活意識に関するアンケート」（第59回）の調査結果で、景況感で現在（1年前対比）については、「良くなった」との回答が減少し、「悪くなった」との回答が増加したことから、景況感指数は悪化しています。また、先行き（1年後）については「良くなる」との回答が減少し、「悪くなる」との回答が増加したことから、こちらも景況感指数は悪化しています。

また、11月17日内閣府は7－9月期の実質国内総生産（GDP）の速報値を発表しました。年率換算で1.6%減、2.2%のプラス成長の市場予想とかけ離れ、2期連続の減少となりました。完全な経済政策の失敗であるとともに、4月の消費税引き上げが景気の不透明感を顕著にさせる等、個人消費と設備投資の回復の弱さが浮き彫りとなりました。

- (2) 総務省統計局が発表した8月分（速報）の労働力調査（基本集計）では、正規職員・従業員数は3305万人で前年同期比4万人減少し、非正規職員・従業員数は1948万人で前年同期比42万人も増加しています。

また、完全失業者数は231万人、完全失業率は3.5%、前月に比べ、0.3ポイント低下しています。

一方、厚労省が発表した実質賃金指数（9月分速報・現金給与総額）では、前年同月比3%減で実質賃金の前年割れは15ヶ月連続となっています。安倍政権の押し進めた経済政策によって物価が上昇する中、賃金上昇が追いついていない結果が明確になっています。

- (3) 第187回臨時国会が9月29日開会し、安倍首相は所信表明演説では、経済最優先で政権運営をすると強調し、目玉政策として「地方創生」と「女性の活躍」を掲げました。しかし、国民の関心事である消費税率の10%への再引き上げも、集团的自衛権の行使容認も全く

触れませんでした。更に、震災復興、原発再稼働、派遣法改正、沖縄基地移転など、日本を左右する重要課題が山積する中で、10月20日、小淵優子経済産業相と松島みどり法相が「政治とカネ」の問題で辞任しました。安倍政権は、11月17日のGDP速報値を受けて、11月21日衆議院を解散し、消費税増税を問う衆議院解散総選挙を12月14日投開票で決定しました。自民党は、消費税増税以外でも原発再稼働や集団的自衛権行使の法制化を公約で明記するとし、日本の将来を問われる重要な選挙戦となりました。

- (4) 10月9日告示された福島県知事選は、原発事故後初の知事選で東京電力福島第一原発事故から三年半、史上最多の六人が立候補しました。民主党出身の佐藤知事が事実上、後継指名した副知事で新人の内堀候補に民主、社民両党が推し、自民党が相乗りしました。原発再稼働を進める自民党と、原発政策で意見が割れる民主党とが相乗りした結果、「脱原発」が主要な争点から抜け落ちてしまいました。26日の投開票日では、45.85%という過去2番目の投票率の低さとなり、半数を超える有権者が棄権する中、内堀雅雄氏が圧勝しました。一方、10月30日告示された沖縄県知事選は、最大の争点として米普天間飛行場の県外移設の是非が問われる選挙戦となりました。県内容認、県内阻止、承認取り消し、県民投票でと4名が立候補しました。沖縄地本は、「県内移設断念」を掲げて埋め立て承認の取り消しや撤回も検討すべしと打ち出した翁長雄志氏を推薦決定し、たたかいをすすめました。

11月16日投開票で、辺野古移設阻止・翁長候補が辺野古推進・現職仲井真氏に約10万票もの大差をつけ、圧勝しました。1月の名護市長選に続き移設反対派が勝利したこと、沖縄県民の民意を政府は尊重しなければなりません。

- (5) 10月9日、大阪泉南アスベスト訴訟（第1陣・第2陣）について、最高裁判所は、国に規制権限の不行使の違法があったことを認める判決を言い渡しました。「労働者の生命や健康を守るための粉じん対策を怠った」として、安全規制の権限を持つ国の責任を明確に認めた判決でした。厚労省は、21日原告団へのお詫びと和解を示しましたが、今なお労災認定だけでも全国で毎年千人近くに上り、これからも被害は拡大する可能性が大きいと言わなければなりません。しかし、国は今回の泉南以外の全国の被害者に対しては、まず国に訴訟を起こし、それから早期和解をとという考えを示すなど不誠実な対応です。

3 港湾をとりまく情勢

- (1) 2014年度の外貨コンテナ取り扱い見通しは、輸出入合計で前年度比0.1%増の1250万6000TEU（主要9港）を見込み、微増ながら2年連続で前年実績を上回る見込みです。しかし、輸入は下期、消費の冷え込みの影響を受け、対前年比3%の減少を見込んでいます。また、2013年コンテナ取扱量（確定版）トップ50に国内では東京港（28位）、横浜港（48位）のみとなりました。名古屋港（51位）、大阪港（60位）、神戸港（56位）は、それぞれ前年から順位を落としました。
- (2) 国土交通省港湾局の2015年度予算概算要求が今年度予算対比で1.16倍の2872億円規模となり、このうち、国際コンテナ戦略港湾に予算の約3割に当たる814億円を「集

貨」、「創貨」、「港の競争力強化」に分配するとしています。

- (3) 8月6日、交通政策審議会第57回港湾分科会が開催され、日本海側拠点港に関する取り組みが報告され、コンテナとバルクに続く、港湾の選択と集中に向けて、国際コンテナ、国際フェリー/RORO、定期旅客、原木などで各港の状況が説明されました。選定2年目の2012年実績が上回った港が全体の8割に達していること等が報告されました。

4 海コン、トラックをとりまく情勢

- (1) 2014年度営業用自動車の国内貨物輸送量の見通しは、2013年度対比で約3%減の29億8400万トンと予測されています。しかも、鉄道、内航海運、国内航空など全てが前年対比減の予測となっています。これは、2013年度末の駆け込み需要の反動と消費増税による消費関連や建設関連の低迷などが輸送量減に大きく影響しています
- (2) 物流ニッポンが全国の中小トラック事業者198社に調査した当面の課題で、労働力不足と燃料価格高騰が深刻な問題としてアンケートでも浮き彫りとなりました。労働力不足対策の有効的な対応策として、賃上げ、時短、女性活用、待ち時間削減など切実な要求として掲げられました。国交省の「輸送の安全向上のための優良な労働力確保対策の検討報告書」では「他産業との賃金格差が縮まらない場合、2015年度には約14万人不足する」と予測しています。また、有効な燃料価格高騰対策として、運賃への転嫁はもちろんのこと、税制による助成措置や燃料サーチャージの導入を求める声も多く上がっています。
- (3) 10月20日、海上コンテナなど一定の大型車両に関する通行許可手続きを高速道路、直轄国道、地方道の一部を一元的に実施する初回指定が行われました。その一方で、経団連は規制改革要望として、車両の大型化に対応した特殊車両通行許可制度の見直しとして、所謂、条件付き（誘導者等）通行許可の緩和を望んでいます。このことは、車両制限令の道路の構造を保全し、交通の危険を防止する観点から、逸脱しています。

5 各労働団体の取組み

- (1) 連合は2015年春闘の全体としては定期昇給分に加え基本給を底上げするベースアップを2%以上要求する方針を決定しました。賃上げについては、物価上昇局面にあることや経済成長をけん引する観点で、2%以上のベアを求め、定期昇給を加えて4%以上の引き上げを要求するとしています。更に、中小企業労働組合は10,500円以上、パートなど非正規労働者は時給37円以上の賃上げを求めるとしています。また、中小企業で働く人や非正規労働者が最低限受け取るべき月給額を初めて設定しました。

当面の日程として、最大のヤマ場を3月18日に設定し、回答ゾーンは、「3月16日～20日を先行組合回答ゾーン、3月23日～31日を中堅・中小集中回答ゾーン」などとしています。

また、経団連の榊原定征会長は、業績が好調な企業には、と前置きし、2015年春闘でのベアを「一つの選択肢」と述べています。

- (2) 全労連・春闘共闘委員会は、実質賃金を改善して、大幅賃上げを勝ち取ることを柱に掲げ、物価上昇率3%程度が要求額論議のスタート台としている。賃金以外では、「良質な雇用と働くルールの確立をめざす」として、雇用改革の阻止に向け職場の取り組みを強化するとともに、ナショナルセンターの枠を超えた共同の前進を広げ、労働時間法制の見直しの流れに歯止めをかけること、ブラック企業なくせキャンペーン運動を強化し、若者の雇用の安定を求める世論を一層強化することをあげている。
- (3) けんり春闘実行委員会は、すべての労働者に一律20,000円、7%以上の賃上げを柱に、どこでも誰でも月額20万円、時給1,200円の賃金補償を掲げ、生活できる賃金大幅引き上げを闘いの目標に設定しています。
- (4) 交運労協は、交通運輸労働者の政策要求の実現を図るとともに、連合交通運輸部門との連携を図りながら情報交換、連絡体制を行うことにしています。2015年春闘時に政策要求を提出し、3月4日に総決起集会を予定しています。
- (5) 全国港湾は、港湾産別要求による雇用と就労の安定、秩序維持に関するたたかい、賃金及び港湾労働諸条件引き上げのたたかい、港湾年金制度の改善や産別協定の改定に関するたたかいなどを柱として、産業別闘争を強化してたたかうこととしています。

Ⅲ 具体的な要求について

1 労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ

9月30日と11月11日の計2回の賃金要求検討委員会を開催し、各地方での職場意見やこれまでの賃金引上げ額の考え方、2015年春闘の賃金要求額について検討してきました。第4回中央執行委員会は、賃金要求検討委員会における意見を踏まえ、検討した結果、賃金引き上げ要求は、2014年春闘要求根拠として提起した主に傾斜型賃金の実態をふまえ、「①社会保障の負担増や増税、物価上昇の影響、②賃金カーブの維持、③賃金是正のための原資」を要求の算定根拠について、何ら変わる事のない現状であると分析しました。具体的には、①社会保障改悪による負担増により可処分所得が更に減少していることと円安、金融緩和による物価上昇および消費税引き上げによる生活費の支出の増加など、②18歳の青年労働者が40歳で産別協定（6大港適用）の基準賃金に達するためには、毎年約9,000円（約3%）の賃金引き上げをしなければ賃金カーブを維持できないこと、③若年労働者の生活改善のための是正給原資としての大幅な要求が必要であること、この三点を基本に、横断型賃金などの他の賃金体系をもつ分会についても、同額の要求額とし、「基本給一律20,000円」を基本に職場討議を行い、第36回中央委員会で決定します。

(2) 初任給の引き上げ

初任給については地方毎に要求額を決定してたたかいます。また、企業内における雇用形態にかかわらず均等待遇実現のために、企業内最低賃金協定を締結します。基本は港湾産別協

定である160,000円（高卒18歳）を基準として、すべての職種に適用するよう求めます。

(3) 定年延長の取り組み

厚生年金の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられます。特に2015年4月2日以降に60歳定年を向かえる男性は、更に比例報酬部分が1年引き上げられ62歳まで年金による収入がなくなります。生活維持のため60歳以降の雇用確保と賃金の維持は重要です。

- ① 65歳定年を要求します。定年延長に当たっては身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。
- ② 65歳定年を締結するまでの間、最低でも比例報酬部分の支給開始年齢に沿った（1955年4月2日生まれ以降は62歳定年とする）段階的な定年延長の引き上げを要求します。
- ③ すでに協定している継続雇用制度については、退職時80%以上の年収とする改定を求めます。
- ④ 退職者の補充闘争を強化し、組合員の確保を取り組みます。

(4) 月給制の確立

月給制の確立は、週休二日制など時短の取り組み、非正規労働者の常用化の取り組みの中で重要な要求です。①現行賃金を引き下げない、②労働強化につながらないなどの条件を基本としてたたかいます。

(5) トラック労働者の地域最低賃金の引き上げ

トラック労働者の地域別最低賃金のたたかいは交運労協をはじめ他の労働組合と共闘してたたかいます。

(6) 労働時間短縮

- ① 8・7・45の順守、年間労働時間1,800時間達成
- ② 週休2日制（土曜、日曜）の確立
- ③ 「国民の祝日に関する法律」による休日、メーデー（5月1日）の休日の獲得
- ④ 12月30日から1月4日までの年末年始有給休日の獲得
- ⑤ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割増率の引き上げ

やむを得ず、月間45時間以上の時間外労働については、時間外手当5割増とし、休暇付与を原則とし、時間外労働の抑制を求めます

- ⑥ 労働大臣告示にもとづくトラック労働者の労働時間規制

(7) 退職金引き上げの取り組み

退職金は、勤続30年＝1,600万円以上、勤続35年＝2,000万円以上、勤続40年＝2,400万円以上とします。

「中退金」加入などにより退職金の確保をはかります。

(8) 労災企業補償の引き上げ

労災企業補償の要求額はいままでどおり、死亡・1～3級4,000万円、4級2,750万円、5級2,360万円、6級2,000万円、7級1,670万円、8級1,180万

円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。

特に8級～14級の補償額引き上げ（到達）を求めます。

(9) ストレスチェック制度の全事業場適用

2014年6月、9年ぶりに労働安全衛生法が改正されました。改正の主な内容は、①化学物質管理のあり方の見直し、②ストレスチェック制度の創設、③受動喫煙防止対策の推進、④重大労働災害を繰り返す企業への対応強化等です。特にストレスチェック制度は2015年12月1日施行としていますが、50人未満の事業場については、当分の間努力義務としています。ストレスによる労災認定件数は3年連続で過去最高を更新するなど、早期発見や適切な治療によって病状を回復するために、大企業も中小企業で働く労働者も予防に向けた取り組みを進めなければなりません。そのために、各地方・支部での統一協定によるストレスチェック制度の導入を求めます。その際、検査の実施が労働者の不利益を招くことがないように取り組みを進めます。

2 港湾労働者のたたかい

14春闘において、最終年を設定した週休2日制や時間外算定基礎分母の到達闘争や継続的な取り組みとこれまで積み上げてきた産別協定の活用（適用）、そして港湾に大きな影響をもつ港湾政策に対する取り組みをすすめます。14春闘後に実施した港湾関係分会労働条件調査を基礎資料として、全国港湾の産別課題を前進させるために、全国港湾の決定にもとづきたたたかいをすすめます。

(1) 制度要求について

- ① 雇用と就労の安定及び労働条件の向上、快適な職場環境確保、労働安全衛生の確立のための15春闘・港湾産別の労働環境整備を要求します。
- ② 14春闘で締結された産別最低賃金160,000円（日額6,960円）を15春闘交渉前段で協定確認し、15春闘にて産別最低賃金を169,600円（日額7,370円）に引き上げ、全国の港湾労働者にただちに適用させることと非正規を含むすべての港湾労働者へ適用することを要求します。
また、基準賃金を個別賃金へ反映させることを要求します。
- ③ 港湾における石綿対策について、国の責任追及も含め、引き続き労使石綿対策委員会で協議を進めることとします。
- ④ 適正料金の確保について、労使料金ワーキンググループで検討協議された結果を基礎に、認可料金体制への移行を求めます。
- ⑤ 安全対策については、14春闘後協議している継続3課題（①放射線量検査に係る労働者の健康管理、②危険物・有害物の取扱い要綱の徹底、③強風時等のガントリー逸走防止）を中心に引き続き、安全体制の徹底を求めていきます。
- ⑥ 港湾労働法の全港・全職種適用について、港労法問題検討委員会での協議を踏まえるとも

に、中央交渉で合意することを求めます。

- ⑦ 事前協議体制や産別協定順守の取り組みの強化とともに、地区港湾単位の協議体制の確立を要求します。特に、15春闘前段での全港湾地方港対策会議を開催し各地方の状況を検討し、全国港湾・地方港対策委員会で取りまとめを行います。
- ⑧ 年末年始の休日化、週休2日制の地方港適用など、14春闘確認事項として2020年度までに全港・全職種週休2日制（産別協定第29条の週休二日制）を求めます。それらに向けて、具体的実施計画を各地方・支部で確認書を締結するよう求めます。
- ⑨ 時間外計算基礎分母150時間について、現行の6大港船内・船側沿岸適用をその他の業種及び地方港についても同様となるよう2025年度までに実施としていることから、具体的実施計画を各地方・支部で確認書を締結するよう求めます。
- ⑩ 検数労働者の労働条件改善のため、特に下記の事項を求めます。
 - i 産別協定の全港全職種適用方針を前進させ、現行の協定を全ての検数職種に適用させること。
 - ii 標準者賃金の特に家族手当や住宅手当の定義を4検で統一させるとともに、基準内264,600円に引き上げること。
 - iii 指定事業体の協定締結時の原則（退職者の受入先）徹底と退職者採用以外を検数事業本体へ直ちに受け入れること。

(2) 政策要求について

政策要求については、全国港湾が掲げている政策4課題（認可料金の復活、港湾労働法全国適用、非指定港の指定港化、石綿被害に対する国の補償）に加え、港湾審議会委員に労働者代表が必ず委員として参加できるよう要請します。

- ① 「特例港湾運営会社」と地方港で進んでいる「民営会社」に対し、港湾運送事業への参入を行わないとする申入れと一方的な港湾諸施策を実施しないよう当該地域の港湾関係労組・事業者との協議の場を設置するよう求めます。
- ② 規制緩和の負の遺産である届出料金制から港湾労働者の労働条件を担保する認可料金制へ戻すことを要求します。
- ③ 国が港湾労働者の石綿被害に対して補償するよう要求します。
- ④ 厚労省職業安定分科会港湾労働専門委員会に港湾労働者が委員として参加しているように国交省交通政策審議会港湾分科会も同様に政労使三者構成とするよう求めます。
- ⑤ 非指定港である三島川之江港（愛媛県）、志布志港（鹿児島県）、常陸那珂港（茨城県）、石狩湾新港（北海道）を早急に港湾運送事業法の指定港にするよう求めます。

特に、三島川之江港は、14春闘協定で14年度中を労使確認した経過から、指定港化に向けて地域への要請行動、抗議行動、アピール行動を取り組みます。

指定港化となった場合、当該地域の既存事業者の許可取得を基軸に港湾運送・港湾労働秩序維持のため、安定化協議会などで協議するよう求めます。

3 海コン、トラック・バス労働者のたたかい

2014-15年度運動方針を基本として、秋年末の海コン・トラック合同対策会議で取りまとめた下記の要求項目を、15春闘にあわせて各地方運輸局、整備局に対して要請行動を行います。その後、春に合同対策会議を開催し、各地方状況のとりまとめを行った後、国土交通省交渉を行います。

- (1) 海コン・トラック関係は、10月29日開催の第1回海コン・トラック合同対策会議の協議事項を中心に下記事項を主な取り組みとして、運動を前進します。
 - ① 現在策定作業中である国際ガイドラインや改正SOLAS条約との整合性を図り即時対応するため、2012年臨時国会において審議未了、廃案となった「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」を国内における安全輸送の根幹と位置付け、速やかに再上程し、成立させること。
 - ② 「国際海上コンテナトレーラーの陸上輸送の安全確保」を目的とした「国際海上コンテナ陸上輸送における安全マニュアル及びガイドライン」の周知徹底を目的とした地方連絡会議を全国の地方運輸局等に設置するとともに、労働者代表として労働組合を参加させること。
 - ③ 国内における適切な積み付けの実施のため、国際基準であるIMO/ILO/UNECE作成の「貨物ユニット（CTUs）の収納のためのガイドライン」を適用し、関係事業者に周知すること。尚、新たに策定される行動規範を国費による日本語版を作成すること。
 - ④ 港頭地区の渋滞状況の実態調査を行い、トラックの渋滞緩和について、物流の円滑化を図るため、労働組合も含めた関係者間の協議機関を設置すること。尚、長時間の路上待機や劣悪な労働環境の改善などの指導を行うこと。
 - ⑤ トラック事業者が適正な運賃収受ができるように、事業法63条の主旨に基づき、原価計算を基にした車種・業種別標準運賃（燃料サーチャージ含む）を策定すること。尚、軽油の価格高騰に対処するため、トリガー条項の凍結解除や燃料費補填補助金制度創設など緊急措置を講ずること。
 - ⑥ トラック産業の適正な事業運営を行なうため、最低保有台数を10台とし、10台未満の既存事業者には一定の猶予期間を定め増車させること。
 - ⑦ 重大事故発生の原因である過労運転及び整備不良違反車両の運行並びに社会保険未加入等、違法事業者を根絶するために、既存事業者への再更新制度（5年に一度）を確立すること。また、監査制度の強化を行う観点から監査担当要員の増員を行うこと。
 - ⑧ 過労運転防止のための「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を以下の内容とすること。
 - i 関係行政と連携し、告示から罰則強化を伴う法改正を行うこと。
 - ii 高速道路の連続運転2時間毎に20分以上休憩と休息期間を8時間から11時間にすること。

- iii コスト削減のために道路上での違法な休息期間を強いている事業者へ、休息期間の取扱の趣旨に則り、国土交通省と厚生労働省と連携して摘発すること。
 - ⑨ 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関並びに地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を独立した第三者機関として、貨物運送事業者への適正事業確立の為の指導機関並びに改善権限強化を目的とした、違反事業者への罰則規定を付与すること。
 - ⑩ 国際海上コンテナ45フィート通行許可処理に当たり、車両制限令の趣旨に則り、特殊車両通行許可（長さ）C条件を緩和しないこと。
 - ⑪ コンテナターミナルオペレーター及び海コンドライバが偏荷重を認識した場合は、ターミナルと荷主の責任で、適正な処理（ターミナル内で適正に積み替えるか、コンテナ貨物をCFSにてデバン処理する）をすることを目的とした協議会を全国の地方運輸局単位で設置すること。
 - ⑫ 改正国際ガイドラインへの適応やSOLAS条約改正に向けて、即時対応できるよう各港湾施設に偏荷重付き重量計の設置を行うこと。また、現在コンテナターミナル（周辺も含む）の4割に重量計が設置されていない実態から、全国のコンテナターミナルに重量計設置に伴う予算計上を早急に行うこと。
 - ⑬ 福島第一原発事故による放射性物質の拡散が今なお続いている状況から京浜港での国費による各ゲート放射線量測定機設置と同様に、予算計上を早急に行い、全てのコンテナターミナルに放射線量測定機を設置すること。
 - ⑭ 国際海上コンテナによるフレキシブルタンク輸送について、「危険物に関する規則の省令」が規制緩和された結果、重大事故が発生するなど、運転手並びに一般市民が極めて危険な事故に巻き込まれる状況があります。今後このような重大事故を二度と発生させないために、「動植物油（液体）の国際海上コンテナ輸送については、タンクコンテナを使用する」に省令を戻し、動植物油（液体）の国内輸送を許可すること。
- (2) バス事業は、長時間拘束の中で運転手が過労状態となり、それが事故につながっているといっても過言ではない状態となっています。また、大型二種免許所有者の減少もあいまって、運転手不足が続いています。よって、バス事業における社会的使命や旅客産業の健全な発展のため、下記事項を主な取り組みとして、運動を前進します。
- ① 新高速乗合バス制度について、下記事項を求めます。
 - i 新高速乗合バス事業者のうち、事業の管理の受委託を行っている事業者の割合を明確にすること。
 - ii 新高速乗合バス事業の管理の受委託を行っている場合、その料金の設定がどのように行われているか、また関係行政は、どのように指導しているか明らかにすること。
 - iii 事業の受委託制度を廃止すること。
 - iv 幅運賃制度導入後の運賃の変動について明らかにすること。
 - v 幅運賃制度を（上限額から80%以上）を廃止して、固定額での届出とすること。

vi 7日前となっている運行計画と運賃の事前届出を、従来の30日前とすること。

② バス事業に関わる課題について、下記事項を求めます。

i 告示にとどまり罰則がないため、守られていない「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を法制化すること。

ii 上記法制化にあたり、上限16時間となっている拘束時間を13時間とし、8時間となっている休息期間を11時間とすること。

iii バス事業者に対する指導、監督を強化すること。

iv バス運転手の「拘束時間」、「ハンドル時間」、および「休息期間」（運転者の住所地での休息期間と、それ以外での休息期間別に）について実態調査を行うこと。

v バス運転手の人材確保のため、大型二種免許取得に対する補助の充実を図ること。

4 介護家政職労働者のたたかい

介護保険制度は、3年ごとに毎回改悪が進んでいます。2012年に介護報酬などの改悪が進み、2014年6月にも参院本会議で与党の賛成多数で可決、成立しました。2015年4月以降順次、支払い能力に応じて負担を引き上げ、サービスの利用はより介護の必要性が高い人に重点化するなど、弱者切り捨ての基本的な枠組みの改悪が進みます。今回の介護保険制度改正の主な内容は、①特別養護老人ホームの新規利用対象者を原則、要介護3以上に限定する。②比較的軽度の「要支援1・2」の利用者に関する一律の予防給付（訪問介護、通所介護）を市町村事業である「地域支援事業」に段階的に丸投げする。③低所得者の保険料軽減といいながら一定以上の所得（年間の年金収入が単身では280万円以上）があるサービス利用者の自己負担を現行の1割から2割に引き上げるなどです。介護保険の基本理念である高齢者が自分らしい生活を送ることができるよう、自立した生活を積極的に支援する点から逆行し、介護予防や軽度の支援を切り捨てる制度となっています。

特に介護家政職支部を中心とした訪問介護の部分では、要支援1・2の軽度者について、予防給付の対象から除外されようとしています。買い物や清掃、日常的な生活の補助を制度から切り離して市町村での地域支援事業へ移行するという事は、各市町村間での介護予防サービスの温度差が生じることは必至です。訪問介護の利用者もそこで働く労働者も介護保険制度を拡充し安心安定した老後生活とするため、厚労省や自治体交渉を行い、幅広い連帯強化を進めていきます。

5 雇用保障闘争について

(1) 本四架橋闘争について

本四高速株式会社がネクスコ西日本に吸収合併されることに伴い、本四架橋関連職場の雇用問題が予想されます。この現状を打開するため、ネクスコ西日本との交渉窓口をつくり、協議する場を設定するよう求めていきます。そのために今後、国交省交渉等の中央交渉及び現地での関係者による交渉で解決を図ります。

(2) 坂出港主要荷主撤退問題について

香川県では、地方切り捨ての「選択と集中」の政策によって、大手石油精製会社や電機、造船など、製造業の撤退に歯止めがきかない状況になっています。坂出港においては、主要取扱貨物の荷主である飼料製造会社が、2年半後に国際バルク戦略港湾である岡山県水島港に統合移転することになりました。これによって坂出港の港湾事業者の存続や大きな合理化問題が想定されます。雇用と職域をまもるあらゆる方策を立て、港湾労働者の生き残りをかけたたたかいを全国港湾、中央本部、四国地本が一体となって取り組みます。

6 国民的諸課題

運動方針にもとづき、労働者並びに国民的諸課題に対し、積極的に取り組みます。

国民的諸課題については、地域の労働組合、諸団体と連携し、幅広い労働団体の共闘をめざし取り組むこととします。

(1) 全ての原発の再稼働に反対します。

労働組合の結集による脱原発の取り組みを強化します。平和フォーラムの脱原発行動、脱原発社会を求める労働者実行委員会の提起する脱原発集会に積極的に参加します。

(2) 消費税率の引き上げに反対します。

11月のGDP速報値で示されたように消費税8%増税による景気の低迷、実質所得の減少など安倍政権の経済政策を追求し、消費税10%増税の撤回・中止を求めます。大幅な法人税減税と弱者である国民にしわ寄せの及ぶ増税反対のたたかいをすすめます。

(3) 社会保障制度の拡充を求めます。

現行の社会保障制度は、正規雇用であり終身雇用を前提として、経済成長による給与等の引き上げによる税金を見込み、構築されたものであります。一方現状は、正規雇用の減少と就労形態の多様化に加え超高齢化社会と今後の労働力人口の減少が訪れます。

年金・医療・福祉等の社会保障制度の拡充を求めるとともに、保険料の負担増や福祉の切り捨てに反対します。

(4) 労働者派遣法改正に反対します。

安倍首相が掲げる「世界で一番企業が活躍しやすい国」の実現阻止、労働者の生活に犠牲を強いる不安定雇用で低賃金の非正規労働者の増加を招く派遣法改正に反対します。

(5) 労働法制改悪に反対します。

長時間労働防止に逆行する労働時間制度の改正は、長時間労働に追い込み使い捨ての社会や過労死の助長に繋がり、また、どんなに働いても残業代を払わない残業代ゼロの成果主義は、厚労省が唱えている仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）を完全に阻害します。

自らの命と健康を守るため、安心・充実して働ける法の整備と長時間労働を強いる労働法の改悪に反対します。

(6) TPP条約締結に反対します。

政府は国民世論を無視し、TPP交渉参加を強行し、「秘密保持契約により公表できない」と

して、未だ交渉経過を一切公表していません。国民の命と暮らし、雇用や経済、食を脅かすTPP条約交渉から直ちに撤退することを求めます。

(7) 特定秘密保護法の廃止を求めます。

特定秘密保護法の運用基準などが閣議決定され、12月10日施行されました。政府の裁量で秘密指定の範囲が広がる恐れなど、「安全保障に支障を与える」という言葉が闊歩しています。国民の知る権利を脅かす法である特定秘密保護法の廃止を求めます。

7 平和と民主主義を守るたたかい

運動方針にもとづき、平和憲法を護り、憲法9条に対する集団的自衛権行使容認反対、安保条約破棄、反基地闘争、自衛隊の海外活動に反対し、幅広い労働団体の共闘をめざし取り組むこととします。

(1) 憲法改悪に反対します。

特に解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対します。また、特定秘密保護法の廃止を求めるとともに、戦争のできる国家へと導くすべての改悪に反対します。

(2) 反基地闘争、日米安保条約破棄を求めます。

沖縄の反基地闘争、在日米軍の再編・強化に反対する取り組みを強めます。オスプレイの国内配備反対、普天間基地の即時閉鎖・撤去と国外移設、11月の沖縄県知事選での民意の結果を尊重するよう辺野古への新基地建設反対を強く求めます。

(3) 5・15沖縄平和行進を取り組みます。

2015年沖縄平和行進は、青年労働者を中心に積極的に参加します。沖縄からすべての基地撤去をすべく、より多くの労働団体との連帯した行進を取り組みます。また、中央で事前学習会についても取り組みを検討します。

8 選挙闘争について

安倍政権を打倒するためには、新自由主義による競争政策に反対し、平和憲法改正・戦争政策に反対する護憲勢力、反原発・環境問題、社会福祉の充実を大切にす勢力の拡大が重要です。2015年春の統一自治体選挙において、各地方・支部は、全港湾の運動方針にもとづいて国民主権の政治をめざす候補者を推薦してたたかい、革新勢力の前進をはかります。

IV たたかいのすすめ方について

1 たたかいの基本姿勢

- (1) 職場を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかいをすすめます。
- (2) 全国港湾の制度闘争は、地区港湾に結集し、産別闘争の強化を図ってたたかいます。
- (3) 交運労協の政策要求や諸行動については、全港湾の要求実現のため積極的に共闘します。
- (4) 中小企業労働者、非正規雇用労働者との連帯を強め、地域運動を強化し、可能な共闘をすす

めます。

- (5) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全国港湾の要求について別々に分けて確認します。

2 要求書と協定書

- (1) 要求書は中央、地方、支部の連署として提出します。
- (2) 要求書の内容は賃金引き上げと65歳定年延長とします。
- (3) 中央、地方の統一要求の協定書は、各級機関の委員長印を押印し協定します。
- (4) 港湾関係支部は、各地方本部と連携し、最低賃金、週休2日制、時間外計算基礎分母の協定の統一化をはかります。

3 闘争日程

地方春闘討論集会の開催	1月13日(火)～1月24日(土)
第36回中央委員会	1月26日(月)～27日(火) (シーパレス)
全国港湾第7回中央委員会	1月28日(水)～29日(木)
全国港湾第1回中央団交	2月4日(水) 予定 産別制度政策要求提出
2015春闘要求提出	2月26日(木) まで
スト権の確立確認	2月26日(木) まで

統一回答指定日は、4月3日(金)を予定し、第36回中央委員会で決定します。

統一回答指定日前段の3月中に、地方本部、支部交渉を行い、回答促進と産別課題の解決をめざします。

3月中旬(中央団交前後)に中央執行委員会を開催し、具体的戦術を決定します。二波、三波の行動を構えて粘り強くたたかう体制を構築するとともに、統一回答指定日の翌日に統一行動を準備します。

4 闘争体制の確立

要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめ、統一回答指定日での解決を求めるたたかいをすすめます。

労調法の手続きは中央本部で一括し、2月27日(金)におこないます。

妥結については、中央と地本・支部が連絡を取り合い、たたかいをすすめます。

3月中旬に開催する中央執行委員会において、産別到達協定(産別最賃、週休2日制、時間外計算基礎分母)の各地方取組状況及び春闘交渉経過、ストライキ戦術等を協議し、闘争体制を確立するとともに情報を共有します。

要求書提出後「全港湾FAXニュース」を週毎に発行し、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

5 組織拡大キャンペーンの実施

2015年は4月～5月を組織拡大キャンペーン期間とし、各地方・支部での桃太郎旗の一斉掲揚、街頭宣伝活動や労働相談開設など、各地方、支部で創意工夫し、組合員が参加をするキャンペーンを実施します。

以 上